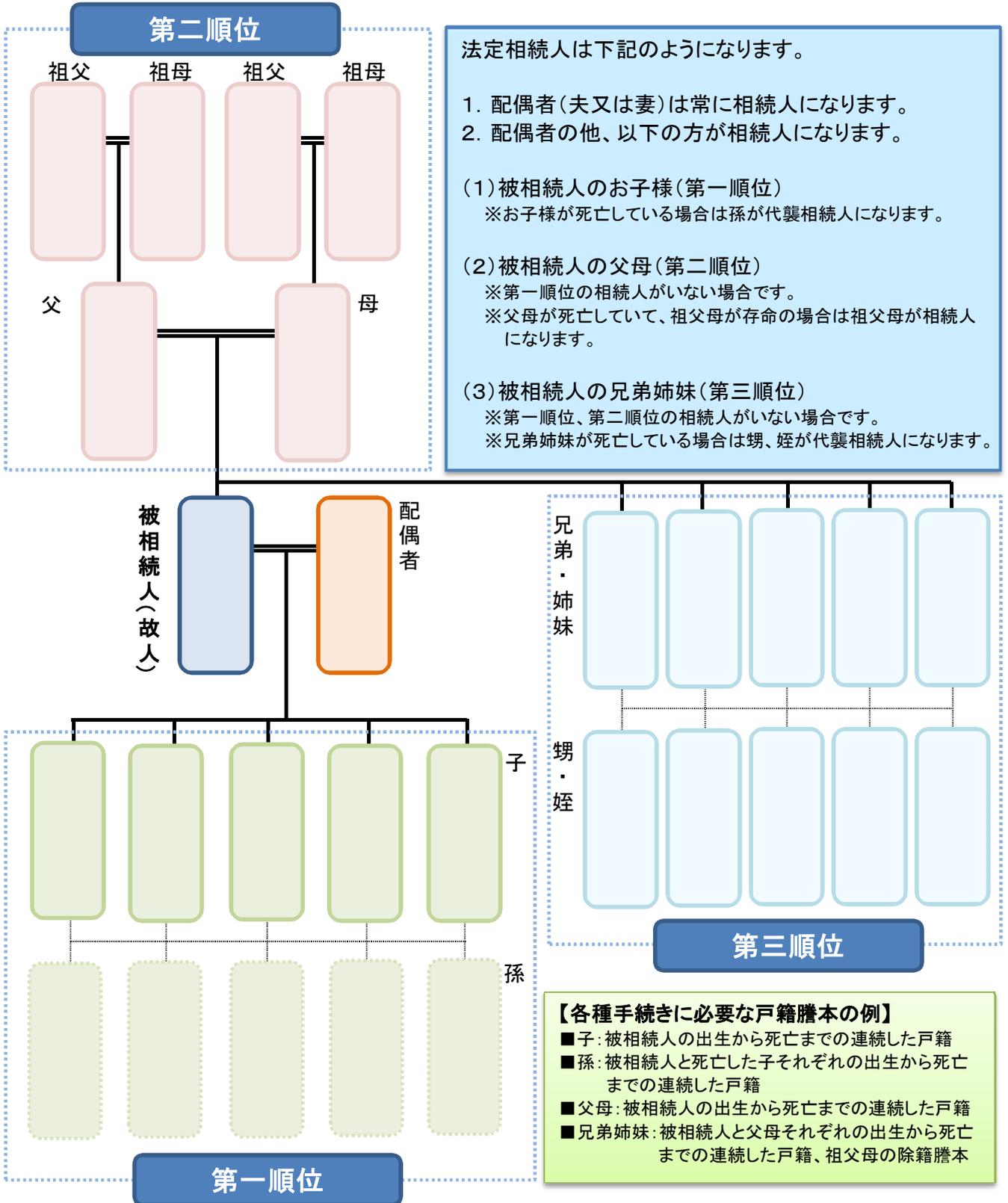


《相続人様ご確認表》

お名前を記入して確認してみましょう。



法定相続人は下記ようになります。

1. 配偶者(夫又は妻)は常に相続人になります。
2. 配偶者の他、以下の方が相続人になります。
 - (1) 被相続人のお子様(第一順位)
※お子様が死亡している場合は孫が代襲相続人になります。
 - (2) 被相続人の父母(第二順位)
※第一順位の相続人がいない場合です。
※父母が死亡していて、祖父母が存命の場合は祖父母が相続人になります。
 - (3) 被相続人の兄弟姉妹(第三順位)
※第一順位、第二順位の相続人がいない場合です。
※兄弟姉妹が死亡している場合は甥、姪が代襲相続人になります。

【各種手続きに必要な戸籍謄本の例】

- 子: 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
- 孫: 被相続人と死亡した子それぞれの出生から死亡までの連続した戸籍
- 父母: 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
- 兄弟姉妹: 被相続人と父母それぞれの出生から死亡までの連続した戸籍、祖父母の除籍謄本

法定相続分のルールとは？

- ① 相続人が配偶者と子の場合 配偶者 1/2 : 子 1/2 (例: 子どもが3人いる場合なら各1/6ずつ)
- ② 相続人が配偶者と親の場合 配偶者 2/3 : 親 1/3 (例: 両親共に健在の場合なら各1/6ずつ)
- ③ 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合 配偶者 3/4 : 兄弟姉妹 1/4